

官報

号外 平成十五年三月二十六日

○第百五十六回 参議院会議録第十四号

平成十五年三月二十六日(水曜日)

午後零時三十一分開議

○議事日程 第十四号

平成十五年三月二十六日

午後零時三十分開議

第一 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

日程第一 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長(倉田寛之君)の報告を求めます。法務委員長魚住裕一郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(魚住裕一郎君登壇、拍手)

○魚住裕一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であつて、不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を二年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、期間再延長の理由、本制度の利用状況と評価、本制度の債務者へ及ぼす影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事より、本法律案に反対の意見が述べられました。

続いて、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

二百九

反対

十九

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 日程第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長(倉田寛之君)の報告を求めます。総務委員長山崎力君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(山崎力君登壇、拍手)

○山崎力君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十五年度分の

地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、一般会計から交付税特別会計への繰入れに関する特例等を改正することとし、あわせて、道府県の基準税率を引き下げる等、地方交付税の算定方法及び単位費用を改めるほか、国庫補助負担金の見直しに伴い地方特例交付金の拡充等を行うとするものであります。

委員会におきましては、地方交付税の財政調整機能の在り方、三位一体改革における国庫補助負担金の検討方針、地方単独事業の実態等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員より、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ反対の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

百三十三

反対

九十五

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

議員
大江 康弘君 渡辺 孝男君
山本 香苗君 森 ゆうこ君
平野 達男君 遠山 清彦君
沢 たまき君 高橋紀世子君
岩本 莊太君 高野 博師君
加藤 修一君 森下 博之君
中島 啓雄君 島袋 宗康君
広野ただし君 荒木 清寛君
福本 潤一君 松 あきら君
山下 栄一君 木村 仁君
佐々木知子君 平野 貞夫君
田村 秀昭君 弘友 和夫君
魚住裕一郎君 山口那津男君

山本 保君 鶴保 庸介君
入澤 肇君 松岡満壽男君
山本 正和君 日笠 勝之君
森本 晃司君 風間 昶君
木庭健太郎君 泉 信也君
山崎 正昭君 西岡 武夫君
田名部匡省君 渡辺 秀央君
統 訓弘君 浜四津敏子君
白浜 一良君 鶴岡 洋君
草川 昭三君 浜田卓二郎君
扇 千景君 田村耕太郎君
阿南 一成君 佐藤 昭郎君
岸 宏一君 日出 英輔君
椎名 一保君 柏村 武昭君
吉田 博美君 森元 恒雄君
松山 政司君 舩添 要一君
有村 治子君 愛知 治郎君
大仁田 厚君 加治屋義人君
小泉 顕雄君 斉藤 滋宣君
加納 時男君 有馬 朗人君
市川 一朗君 大野つや子君
仲道 俊哉君 山下 英利君
荒井 正吾君 岩永 浩美君
岩井 國臣君 景山俊太郎君
中島 眞人君 南野知恵子君
阿部 正俊君 溝手 顕正君
上野 公成君 加藤 紀文君
矢野 哲朗君 太田 豊秋君
吉村剛太郎君 尾辻 秀久君

松谷蒼一郎君 宮崎 秀樹君
片山虎之助君 鴻池 祥肇君
月原 茂皓君 田中 直紀君
清水嘉与子君 関谷 勝嗣君
大島 慶久君 若林 正俊君
久世 公麿君 青木 幹雄君
森山 裕君 森田 次夫君
岩城 光英君 田嶋 陽子君
藤井 基之君 福島啓史郎君
野上浩太郎君 西銘順志郎君
椎名 素夫君 西川きよし君
山内 俊夫君 世耕 弘成君
小齊平敏文君 小林 温君
近藤 剛君 脇 雅史君
山下 善彦君 中川 義雄君
武見 敬三君 山崎 力君
国井 正幸君 常田 享詳君
田村 公平君 鈴木 政二君
亀井 郁夫君 林 芳正君
谷川 秀善君 中原 爽君
松村 龍二君 野間 昶君
清水 達雄君 佐藤 泰三君
狩野 安君 魚住 汎英君
河本 英典君 竹山 裕君
真鍋 賢二君 中曾根弘文君
陣内 孝雄君 山東 昭子君
松田 岩夫君 杓掛 哲男君
野沢 太三君 桜井 新君
上杉 光弘君 黒岩 宇洋君

岩本 司君 榛葉實津也君
ヰンシ ムライ君 信田 邦雄君
大淵 絹子君 中村 敦夫君
若林 秀樹君 辻 泰弘君
大塚 耕平君 松井 孝治君
伊達 忠一君 段本 幸男君
羽田雄一郎君 谷 博之君
藤原 正司君 田浦 直君
山本 一太君 佐藤 雄平君
小川 敏夫君 海野 徹君
郡司 彰君 櫻井 充君
三浦 一水君 佐藤 道夫君
今泉 昭君 伊藤 基隆君
朝日 俊弘君 平田 健二君
谷林 正昭君 柳田 稔君
堀 利和君 川橋 幸子君
峰崎 直樹君 江本 孟紀君
篠瀬 進君 斎藤 十朗君
勝木 健司君 広中和歌子君
山下八洲夫君 江田 五月君
北澤 俊美君 奥石 東君
宮本 岳志君 井上 哲士君
又市 征治君 鈴木 寛君
紙 智子君 小泉 親司君
福島 瑞穂君 神本美恵子君
山根 隆治君 池口 修次君
八田ひろ子君 大沢 辰美君
大田 昌秀君 福山 哲郎君
内藤 正光君 浅尾慶一郎君

木俣 佳丈君 井上 美代君 西山登紀子君 林 紀子君 大脇 雅子君 小川 勝也君 本田 良一君 高嶋 良充君 藤井 俊男君 畑野 君枝君 大門実紀史君 池田 幹幸君 和田ひろ子君 円 より子君 山本 孝史君 小林 元君 小池 晃君 富樫 練三君 岩佐 恵美君 吉川 春子君 直嶋 正行君 角田 義一君 長谷川 清君 千葉 景子君 岡崎トミ子君 佐藤 泰介君 吉岡 吉典君 緒方 靖夫君 市田 忠義君	国家基本政策委員 辞任 紙 智子君 補欠 筆坂 秀世君 予算委員 辞任 円 より子君 補欠 神本美恵子君 遠山 清彦君 福本 潤一君 林 紀子君 池田 幹幸君 筆坂 秀世君 紙 智子君 決算委員 辞任 神本美恵子君 補欠 円 より子君 福本 潤一君 遠山 清彦君	株式会社産業再生機構法案(閣法第三号) 株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第四号) 産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第五号) 経済産業委員会に付託 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三号) 環境委員会に付託 沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第三五号) 沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託 同日衆議院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 地方税法等の一部を改正する法律案 同日議員から次の質問主意書が提出された。 石綿(アスベスト)ばく露による健康被害への対策に関する質問主意書(井上美代君提出)(第一七号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 「難病対策見直し」に関する質問主意書(大脇雅子君提出)(第一六号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 地方税法等の一部を改正する法律 昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	総務委員 辞任 渡辺 秀央君 補欠 平野 達男君 財政金融委員 辞任 山本 保君 補欠 風間 昶君 厚生労働委員 辞任 山本 保君 補欠 山本 保君 予算委員 辞任 池田 幹幸君 補欠 林 紀子君 同日衆議院から次の議案が提出された。 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第二二二号) 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律
議長報告事項 一昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 補欠 廣野ただし君 渡辺 秀央君 経済産業委員 辞任 補欠 渡辺 秀央君 廣野ただし君	総務大臣 片山虎之助君 法務大臣 森山 眞弓君	漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案(衆第六号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号) 総務委員会に付託 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三八号) 外交防衛委員会に付託 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号) 農林水産委員会に付託	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号) 総務委員会に付託 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三八号) 外交防衛委員会に付託 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号) 農林水産委員会に付託

の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五号)審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員八田ひろ子君提出労働現場(製造業)における熱中症対策の改善に関する質問に対する答弁書(第六号)

参議院議員又市征治君提出ILO勧告と公務員法改正作業の出直しに関する質問に対する答弁書(第一二二号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員大脇雅子君提出テロ対策特別措置法に基づく自衛隊海外派遣にかかわる規模、経費等に関する質問(第一五五号)(答弁することができ期限 五月二十一日)

同日議長は、セルゲイ・ミハイロヴィッチ・ミロノフ・ロシア連邦連邦院議長より、同議長のロシア連邦連邦院議長再任に際し発送した祝電に対する礼状を受け受した。

審査報告書

金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十五年三月二十五日

法務委員長 魚住裕一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融機関等有する回収が困難となった債権であつて不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を延長しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成十五年三月二十日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律(平成十年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十五年三月二十五日

総務委員長 山崎 力

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十六年度から平成三十年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正することとし、あわせて、道府県の基準税率を引

き下げる等地方交付税の算定方法を改めるほか、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、平成十五年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴い地方特例交付金の拡充等を行うとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成十五年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金十六兆三千九百二十六億三千二百万円に、同特別会計借入金一兆九千五百十五億二千八百万円、同特別会計剰余金四千二百億円及び返還金一千万円を加算した額から、同特別会計借入金償還額七百九十八億七千五百万円及び同特別会計借入金等利子充当分六千五百五十億円を控除した十八兆六千九百九十二億九千五百万円が、地方交付税交付金として歳出に計上されている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十五年三月四日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議長 倉田 寛之殿

地方交付税法等の一部を改正する法律

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項の表道府県の項第四号中

5 労働費

正、密度補正及び態容補正

を

4

に改め、同表道府県の項第八号中「平成十二年度」を「平成十四年度」に改

め、同表市町村の項第十二号及び第十三号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同表市町村の項第十五号中「平成十三年度」の下に「及び平成十四年度」を加える。

第十四条第一項及び第二項中「百分の八十」を「百分の七十五」に改め、同条第三項の表道府県の項第一号及び第二号並びに同表市町村の項第一号中「最近の事業年度に係る」を「前年度分の」に改める。

附則第四条の見出し中「平成十四年度分」を

中「昭和五十六年度から平成十三年度まで」を

労働費	人口	段階補正、密度
1950年	1950年	1950年
1955年	1955年	1955年
1960年	1960年	1960年
1965年	1965年	1965年
1970年	1970年	1970年
1975年	1975年	1975年
1980年	1980年	1980年
1985年	1985年	1985年
1990年	1990年	1990年
1995年	1995年	1995年
2000年	2000年	2000年
2005年	2005年	2005年
2010年	2010年	2010年
2015年	2015年	2015年
2020年	2020年	2020年
2025年	2025年	2025年
2030年	2030年	2030年
2035年	2035年	2035年
2040年	2040年	2040年
2045年	2045年	2045年
2050年	2050年	2050年
2055年	2055年	2055年
2060年	2060年	2060年
2065年	2065年	2065年
2070年	2070年	2070年
2075年	2075年	2075年
2080年	2080年	2080年
2085年	2085年	2085年
2090年	2090年	2090年
2095年	2095年	2095年
2100年	2100年	2100年

段階補正及び態容補正

人口

多階補

段階補正及び態容

第十四条第一項及び第二項中「百分の八十」を「百分の七十五」に改め、同条第三項の表道府県の項第一号及び第二号並びに同表市町村の項第一号中「最近の事業年度に係る」を「前年度分の」に改める。

附則第四条の見出し中「平成十四年度分」を

以外の部分中「平成十四年度」を「平成十五年度」

年度を「平成十四年度に、二十八兆五千三百

計の交付税及び譲与

六 前各号に掲げる額以外の額として一般会

本客 二四四附則第四條第二項中「平成十四年度分を」平

附則第四条の二の前の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「平成十五年度」を「平成十六年度」に、「五千三百八十億七千五百六十二万三千円」を「四千七百八億七千五百六十二万二千円」に、「千五百八十五億百八十九万七千円」を「千三百八十七億百八十九万七千円」に改め、同条第九項とし、同条第六項中「平成十五年度から」を「平成十六年度から」に、「平成十五

年度にあつては第一項の額に第二項及び第三項の規定により「を」平成十六年度から平成二十年までの各年度にあつては第一項の額に当該各年度において第二項から第六項までの規定により「に」、「並びに」を「及び」に、「同年度」を「当該各年度」に、「平成十六年度から平成二十九年

までの各年度にあつては「を」平成二十一年度から平成三十年度までの各年度にあつては「に」改め、「とし、平成三十年度にあつては第一項の額に第二項から前項までの規定により加算される額を加算した額」を削り、同項の表を次のように改め、同項を同条第八項とする。

平成二十四年度	七十三億円
平成二十五年度	八十一億円
平成二十六年度	八十九億円
平成二十七年	九十八億円
平成二十八年	百七億円
平成二十九年	百十八億円
平成三十年度	百三十億円

年 度	金 額
平成十六年度	千二百四十六億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千三百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億四千四百八十八万九千円
平成二十一年度	七千二百七十七億円
平成二十二年	六千六百二十億円
平成二十三年	五千九百億円
平成二十四年	五千三百三十三億円
平成二十五年	四千三百七十七億円
平成二十六年	三千五百九十五億円
平成二十七年	二千八百六十九億円
平成二十八年	二千八十七億円
平成二十九年	千四百十億円
平成三十年度	六百八十九億円

附則第四条の二第五項中「三千三百二十七億円」を「三千七百四十九億円」に、「三千六百五十九億二千円」を「四千二百二十三億二千円」に、「千五百三十一億円」を「千四百七十二億円」に、「千六百八十五億円」を「二千二百四十七億円」に、「千八百五十四億円」を「二千四百七十二億円」に、「二千三十九億円」を「二千七百十九億円」に、「二千二百四十一億円」を「二千九百八十八億円」に、「二千四百六十六億二千九百円」を「三千二百八十八億二千九百円」に、「千三百八十一億八千八百円」を「二千二百八十五億八千八百円」に、「百七十三億円」を「千六百六十七億四千四百円」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
7 平成二十一年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額については、第一項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成二十一年度	五十五億円
平成二十二年	六十一億円
平成二十三年	六十七億円

附則第四条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 平成十六年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額については、第一項の額に、当該各年度において交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第六條の四の規定に基づき、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額を加算する。

附則第四条の三を削る。

附則第四条の四第一項中「平成十五年度」を「平成十六年度」に、「附則第四条の二第五項」を「前条第六項」に改め、同条第二項中「附則第四条の二第八項」を「前条第十項」に改め、同条を附則第四条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

第四条の四 平成十六年度以降の各年度において、平成十五年度において行われた国の補助金（地方財政法第十六條に規定する補助金をいう。）及び負担金（同法第十七條に規定する国の負担金をいう。）の見直しに伴う地方公共団体の収入の減少を補うために必要となる交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において借入金をした場合において、当該各年度における借入金の増加額があるときは、当分の間、当該借入金に相当する額の範囲内の額で借入金をした年度後

の年度において一般会計から同勘定に繰り入れることが必要なものとして法律で定める額を、法律の定めるところにより、附則第四条の二第七項の表に定める金額に加算するものとする。

2 前項の各年度における借入金の増加額とは、当該年度における借入金の額に相当する額から当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額を控除した残額をいう。この場合において、これらの借入金の額については、附則第四条の二第十項の規定を準用する。

附則第六条の次に次の二条を加える。

（高齢者保健福祉費に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第六条の二 平成十五年度から平成十八年度までの各年度分の基準財政需要額を算定する場合における第十二条及び別表の規定の適用については、同条第一項の表道府県の項第四号及び同表市町村の項第四号、同条第二項の表第三十一号並びに別表道府県の項第四号及び同表市町村の項第四号中「七十五歳以上人口」とあるのは、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとし、同条第二項の表第三十一号中「七十五歳以上の人口」とあるのは、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十五年度	七十一歳以上人口	七十一歳以上の人口
平成十六年度	七十二歳以上人口	七十二歳以上の人口
平成十七年度	七十三歳以上人口	七十三歳以上の人口
平成十八年度	七十四歳以上人口	七十四歳以上の人口

(平成十五年度における基準財政需要額の算定方法の特例)

第六條の三 平成十五年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、第十一條の規定によつて算定した額から、次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額を控除した額とする。

地方公共団体の種類	算定単位	単価
道府県	人口	一人につき 二四、八五八円
市町村	人口	一人につき 一七、三〇八円

2 前項の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

附則第八條中「百分の八十」を「百分の七十五」に改める。

附則第九條の二中「並びに第十三條」を、「第十三條」に改め、「補正」の下に「並びに附則第六條の三第二項の算定単位の数値の算定の基礎及び算定方法並びに算定単位の数値の補正」を加える。

別表(第十二條関係)

道府県の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
道府県	一 警察費 二 土木費 1 道路橋りょう費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	警察職員数 道路の面積 道路の延長	一人につき 平方メートルにつき 平方メートルにつき 平方メートルにつき 平方メートルにつき	一〇、六七九、〇〇〇円 二二三、〇〇〇 五、一一〇、〇〇〇 一四二、〇〇〇 八三一、〇〇〇
市町村	2 河川費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	河川の延長 河川の延長	一キロメートルにつき 一キロメートルにつき	一四二、〇〇〇 八三一、〇〇〇

3 港灣費 (1) 経常経費	港灣における係留施設の延長	一メートルにつき	三六、七〇〇
(2) 投資的経費	港灣における係留施設の延長	一メートルにつき	一四、五〇〇
4 その他の土木費	港灣における外郭施設の延長	一メートルにつき	九、一五〇
4 費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口	一人につき	一、三四〇
3 教育費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二四〇
2 小学校費	教職員数	一人につき	五、六三八、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	五、五四九、〇〇〇
3 高等学校費 (1) 経常経費	教職員数	一人につき	八、一三六、〇〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	七〇、一〇〇
4 特殊教育諸学校費 (1) 経常経費	生徒数	一人につき	五四、三〇〇
(2) 投資的経費	教職員数	一人につき	五、六五五、〇〇〇
5 その他の教育費 (2) 投資的経費	児童及び生徒の数	一人につき	二八四、〇〇〇
5 費 (2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、四五二、〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、七四八、〇〇〇
5 費 (2) 投資的経費	人口	一人につき	二、二九〇
4 厚生労働費 (1) 生活保護費 (2) 社会福祉費	人口	一人につき	三六九、〇〇〇
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	五、九一〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	五、九八〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	四三五
(2) 投資的経費	人口	一人につき	六、一五〇
3 衛生費	人口	一人につき	六、一五〇

八

十四 減税補てん償還費 十五 臨時税収補てん償還費 十六 臨時財政対策債償還費	れた地方債の額 個人の道府県民税等による特別減税に係る平成 八年度までの各 年度及び平成 四年度から平成 四年度の減収を補 てんするため当 該各年度におい て特別に起すこ とができること とされた地方 債の額 臨時税収補てんのため平成九年 度において特別 に起すことが できることとさ れた地方債の額 臨時財政対策の ため平成十三 年度及び平成 四年度におい て起すことと された地方債の 額	千円につき 千円につき 千円につき	四一 一三五 一四
市町村 一 消防費 二 土木費 1 道路橋りよう費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費 2 港湾費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費 3 都市計画費 (2) 投資的経費	人口 道路の面積 道路の延長 港湾における係留施設の延長 漁港における係留施設の延長 郭施設における外郭施設の延長 漁港における外郭施設の延長	一人につき 千平方メートルにつき 一キロメートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき	一〇、九〇〇円 一一一、〇〇〇 五二六、〇〇〇 三六、四〇〇 一四、五〇〇 九、一五〇 六、六七〇

年 度		控		除		額	
		地方交付税法附則第四條第一項第八号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四條第一項第九号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四條第一項第十号の額に相当する借入金限度額に係るもの	その他のもの		
平成十六年度	九千六百五十九億円	千二百七十九億円	一兆六千六百六十七億七千五百万円	一兆六千六百六十七億七千五百万円	一兆六千六百六十七億七千五百万円		
平成十七年度	一兆六百三十二億円	千四百八十八億円	一兆四千七百八十七億七千五百万円	一兆四千七百八十七億七千五百万円	一兆四千七百八十七億七千五百万円		
平成十八年度	一兆千六百八十三億五千万円	千五百四十八億円	一兆九千七百五十四億七千五百万円	一兆九千七百五十四億七千五百万円	一兆九千七百五十四億七千五百万円		
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	二千三百九十一億円	二兆二千九百一十一億円	二兆二千九百一十一億円	二兆二千九百一十一億円		
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円	二千九百五十七億円	二兆六千六百七十七億円	二兆六千六百七十七億円	二兆六千六百七十七億円		
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円	三千七百四十九億円	三兆百十七億六千万円	三兆百十七億六千万円	三兆百十七億六千万円		
平成二十二年度	一兆六千八百八十七億六千七百五十万円	四千二百二十三億二千万円	三兆九千二百八十八億四千万円	三兆九千二百八十八億四千万円	三兆九千二百八十八億四千万円		
平成二十三年度	四十七億二千三百億円	二千四百四十二億円	二兆六千六百六十七億七千五百万円	二兆六千六百六十七億七千五百万円	二兆六千六百六十七億七千五百万円		
平成二十四年度	四千九百五十七億円	二千二百四十七億円	二兆五千八百八十九億九千万円	二兆五千八百八十九億九千万円	二兆五千八百八十九億九千万円		
平成二十五年度	五千九百九十五億円	二千四百七十二億円	二兆五千三百六十億七千万円	二兆五千三百六十億七千万円	二兆五千三百六十億七千万円		

十三 公共事業等臨時特別償還費	千円につき	一四九
十四 財源対策償還費	千円につき	九〇
十五 減税補てん償還費	千円につき	四一

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
附則第五條第一項の表以外の部分中「平成十四年度から平成三十七年度まで」を「平成十五年度から平成三十七年度まで」に改め、「平成十四年度にあつては四十六兆六千五百六十億五千七百九十八万七千円（以下「平成十四年度分の借入金限度額」という。）を削り、「平成十四年度分の借入金限度額から七百九十八億七千五百万円を控除した額」を「四十八兆五千二百七十七億九千九十八万七千円」に、「上欄に定める金額、同表の控除額の欄の中欄に定める金額及び同表の控除額の欄の下欄」を「第一欄から第四欄まで」に改め、同項の表を次のように改める。

十六 臨時税収補てん償還費	千円につき	九一
十七 臨時財政対策債償還費	千円につき	一五

平成二十六年 度	五千七百十四億 円	二千七百十九億 円	八十九億 円	二兆三千七百七 億二百五十万 円
平成二十七年 度	六千二百八十七億 円	二千九百八十八億 円	九十八億 円	一兆七千八百六 十億三千八百 万
平成二十八年 度	六千九百十四億三 千五百七十九万 円	三千二百八十八億 二千九百九十九 万	百七億 円	一兆七千七百四 十四億四千二百 四十万八千
平成二十九年 度	四千四百九十九億 三千三百五十万 円	二千二百八十五億 八千八百百万 円	百十八億 円	七千四百九十九 億二千五百五十 万
平成三十年 度	千三百億 円	千六百六十七億 四千百万 円	百三十億 円	四千四百十億 四千百万
平成三十一年 度				二千三百七十七 億
平成三十二年 度				二千二百二十七 億
平成三十三年 度				二千二百二十三 億
平成三十四年 度				二千四百二十八 億
平成三十五年 度				三千七百三十七 億
平成三十六年 度				三千九百五億 円
平成三十七年 度				

附則第六条中「平成十四年度」を「平成十五年
度」に改める。

附則第六条の二第二項中「平成十五年度」を
「平成十六年度」に改め、同項第二号及び第三号
並びに同条第二項第二号中「附則第四条の二第
四項」を「附則第四条の二第五項」に改める。

附則第六条の三第二項中「平成十五年度」を
「平成十六年度」に改め、同項第二号及び第三号
並びに同条第二項第二号中「附則第四条の二第
五項」を「附則第四条の二第六項」に改め、同条
の次に次の一条を加える。

第六条の四 平成十六年度から平成二十九年
度までの各年度に限り、当該各年度における地
方交付税法附則第四条の二第二項第四号に掲
げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借
入金に係る当該各年度における利子の支払に
充てるため必要な額に相当する額を、一般会
計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入
れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因す
る当該年度の第十三条第一項の規定による
一時借入金

二 当該年度の前年度の附則第五条第一項の
規定による借入金のうち、地方交付税法附
則第四条の二第七項の規定に基づき当該年
度から平成三十年までの各年度分の交付
税の総額に加算する額の合算額に相当する
額の借入金

三 当該年度の附則第五条第一項の規定によ
る借入金のうち、地方交付税法附則第四条
の二第七項の規定に基づき当該年度の翌年
度から平成三十年までの各年度分の交付
税の総額に加算する額の合算額に相当する
額の借入金(平成二十九年分にあつては、
同項の規定に基づき平成三十年分分の交付
税の総額に加算する額に相当する額の借入
金)

2 平成三十年に限り、同年度における地方
交付税法附則第四条の二第二項第四号に掲
げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入
金に係る同年度における利子の支払に充てる
ため必要な額に相当する額を、一般会計から
交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるも
のとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因す
る平成三十年度の第十三条第一項の規定に
よる一時借入金

二 平成二十九年度の附則第五条第一項の規
定による借入金のうち、地方交付税法附則
第四条の二第七項の規定に基づき平成三十
年度分の交付税の総額に加算する額に相当
する額の借入金

附則第七条各号列記以外の部分中「前二条を
「前三条」に、「平成十四年度」を「平成十五年
度」に、「第五号」を「第七号」に、「平成十五年
度」に、「第四号」の規定により算定した額に第一
号及び第四号に掲げる額並びに同法附則第四
条の三第一項に規定する臨時財政対策のための特
例加算額の合算額を加算した額とし、平成十六
年度から平成二十九年までの各年度にあつて
は第四号の規定により算定した額に第一号から
第四号までに掲げる額の合算額を加算した額と
し、平成三十年にあつては同条の規定により
算定した額に第一号から第三号までを「平成十
六年度から平成二十九年までの各年度にあつて
は第四号の規定により算定した額に第一号から

第三号まで及び第五号に掲げる額の合算額を加
算した額とし、平成二十一年度から平成三十年
度までの各年度にあつては同条の規定により算
定した額に第一号から第五号まで」に改め、同
条第一号中「前二条」を「前三条」に改め、同条第
二号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四
条の二第五項」に改め、同条第三号中「附則第四
条の二第五項」を「附則第四条の二第六項」に、「三
千三百二十七億」を「三千七百四十九億」に、「三
千六百五十九億二千」を「四千二百一
十三億二千」に、「千五百三十一億」を「二
千四百二十二億」に、「千六百八十五億」を「二
千四百四十七億」に、「千八百五十四億」を「二
千四百七十七億」に、「二千三十九億」を「二
千七百十九億」に、「二千二百四十一億」を「
二千九百八十八億」に、「二千四百六十六億
二千九百」を「三千二百八十八億二千九百
円」に、「千三百八十一億八千八百」を「二
千二百八十五億八千八百」に、「百七十三億
円」を「千六百六十七億四千百万」に改め、同条
第四号の表を次のように改め、同号を同条第五
号とする。

年 度	金 額
平成十六年度	千二百四十六億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千三百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	七千二百七億円
平成二十二年	六千六百二十億円
平成二十三年	五千九百億円
平成二十四年	五千三百三十三億円
平成二十五年度	四千三百七十七億円
平成二十六年度	三千五百九十五億円
平成二十七年	二千八百六十九億円
平成二十八年	二千八百七十七億円
平成二十九年	千四百十億円
平成三十年度	六百八十九億円

附則第七條第三号の次に次の一号を加える。

四 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四條の二第七項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成二十一年度	五十五億円
平成二十二年	六十一億円
平成二十三年	六十七億円
平成二十四年	七十三億円
平成二十五年	八十一億円
平成二十六年	八十九億円
平成二十七年	九十八億円
平成二十八年	百七億円
平成二十九年	百十八億円
平成三十年度	百三十億円

附則第七條の二中「第四條第一項を」第三條

第二項に、「同項第四号を」同法第四條第一項第四号に改め、「掲げる額の下に」及び同法第七條の二第二号に掲げる額の合算額を加える。

（地方財政法の一部改正）
第三條 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十六日 参議院會議録第十四号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

第三十三條の五の二の見出し中「平成十三年度から平成十五年度までの間を」平成十五年度」に改め、同條第一項中「平成十三年度から平成十五年度までの間を」平成十五年度」に、「第十一條に定める方法を」附則第六條の三第一項の規定により控除する額に係る同項に規定する算定方法」に改め、「平成十四年度にあつては、総務省令で定めるところにより、当該額から同年度における地方公務員の給与に係る財政需要の減少額に相当する額として総務省令で定める方法により算定した額を控除した額」を削る。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四條 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 地方特例交付金（第三條 第

「第二章 地方特例交付金
第一節 交付金の交付等（第三條 第一節 第一種交付金（第四條 第二節 第二種交付金（第七條 第三節 交付金の算定期等（第

（第七條）に改める。

（第七條の三）
八條（第十二條）」

第一條中「減少すること」の下に「並びに平成十五年度において行われた国の補助金（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十六條に規定する補助金をいう。以下同じ。）及び負担金（同法第十七條に規定する国の負担金をいう。以下同じ。）の見直しに伴い収入が減少すること」を加える。

第三條の見出しを削り、同條中「減収額」の下に「並びに平成十五年度において行われた国の補助金及び負担金（見直しに伴う各年度の減収額を加え、同條に次の二項を加える。

2 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における地方税法改正法及び法

人税等負担軽減措置法の施行による道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る減収額を埋めるために交付する交付金（以下「第一種交付金」という。）の総額並びに当該年度における平成十五年度において行われた国の補助金及び負担金（見直しに伴う減収額を埋めるために交付する交付金（以下「第二種交付金」という。）の総額の合算額として予算で定める額とする。

3 毎年度分として各地方公共団体に対して交付すべき交付金の額は、第一種交付金及び第二種交付金の合算額とする。

第二章中第三條の前に次の節名を付する。

第一節 交付金の交付等
第四條の見出しを「（第一種交付金の総額）」に改め、同條第一項中「交付金」を「第一種交付金」に改め、同項第四号中「納付された額」の下に「のうち第一種交付金に係るもの」を加え、同條の前に次の節名を付する。

第二節 第一種交付金
第五條の見出し並びに同條第一項及び第三項中「交付金」を「第一種交付金」に改める。

第六條中「交付金」を「第一種交付金」に改める。
第七條（見出しを含む。）中「交付金」を「第一種交付金」に改め、同條の次に次の一節を加える。

第三節 第二種交付金

（第二種交付金の総額）
第七條の二 毎年度分として交付すべき第二種交付金の総額は、次に掲げる額の合算額として予算で定める額とする。

一 当該年度における平成十五年度において見直しが行われた国の補助金及び負担金でその交付又は支出の対象とされていた事務又は事業が引き続き地方公共団体において実施されることが必要であるものとして政令で定めるもの（次條第二項において「見直

し対象国庫補助負担金」という。の当該見直しに伴う地方公共団体の収入の減少額の総額の二分の一に相当する額

二 当該年度の前年度又は前々年度において、第十二条において準用する地方交付税法第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定により返還され、又は納付された額のうち第二種交付金に係るもの
(各地方公共団体に交付すべき第二種交付金の算定方法)

第七条の三 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき第二種交付金の額は、当該年度における第二種交付金の総額にあん分率を乗じて得た額(第三項において「都道府県第二種交付金総額」という。)を、総務省令で定めるところにより、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県の人口であん分した額とする。

2 前項のあん分率は、当該年度における見直し対象国庫補助負担金の平成十五年度における見直しに伴う都道府県の収入の減少額の総額(都道府県が市町村に対して交付する補助金の財源の全部又は一部として交付される国の補助金に係るものを除く。)の当該年度における当該見直しに伴う地方公共団体の収入の減少額の総額に占める割合として総務省令で定める率とする。

3 毎年度分として各市町村に対して交付すべき第二種交付金の額は、当該年度における第二種交付金の総額から都道府県第二種交付金総額を控除して得た額を、総務省令で定めるところにより、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口であん分した額とする。

4 当該年度において第十二条において準用する地方交付税法第十九条第一項の規定により交付すべき第二種交付金がある場合における

第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「第二種交付金の総額」とあるのは、「第二種交付金の総額から第十二条において準用する地方交付税法第十九条第一項の規定により交付すべき第二種交付金の額を控除した額」とする。

5 人口が急激に変化した地方公共団体については、総務省令で定めるところにより、第一項又は第三項に規定する人口について補正することができる。

第八条第一項中「前三条を」を「第三条第三項に改め、同条の前に次の節名を付する。

第四節 交付金の算定期間等

第十二条中「に掲げる額」と、「同条第二項中」を「に掲げる額」と、「又は減少する必要があるとき」とあるのは、「若しくは減少する必要があるとき又は交付年度分として交付を受けた第二種交付金(同法第三条第二項に規定する第二種交付金をいう。以下この条において同じ。)の額が交付を受けるべきであった第二種交付金の額に満たないため当該不足額を交付する必要があるとき若しくは交付年度分として交付を受けた第二種交付金の額が交付を受けるべきであった第二種交付金の額を超えるため当該超過額を返還させる必要があるとき」と、「又は減少すべき額」とあるのは、「若しくは減少すべき額又はその交付し、若しくは返還させるべき額」と、「又はこれらから」とあるのは、「若しくはこれらから」と、「とする」とあるのは、「とし、又は当該地方公共団体に当該年度の第二種交付金から交付し、若しくは返還させると、同条第二項中「普通交付税の額の算定の」とあるのは、「第一種交付金(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第二項に規定する第一種交付金をいう。以下この条において同じ。)の額の算定の」と、に、「交付金が」を「第一種交付金」に改め、「交付されない地方公共団体」

と」の下に、「普通交付税の額」とあるのは「第二種交付金の額」と、「普通交付税の額」とあるのは「第一種交付金の額」と、「交付税から」とあるのは「第一種交付金から」と、「普通交付税の額」とあるのは「第一種交付金の額を」を「を加える。」

第十三条第二項中「(昭和二十三年法律第九号)を削る。

第十四条第一項中「第五条から第七条まで」を「第三条第三項に」、「百分の八十を」を「百分の七十五」に改め、同条第二項中「百分の八十を」を「百分の七十五」に改め、とし、ゴルフ場利用税の収入見込額」との下に、「同法第百三条」とあるのは「地方税法第百三条」とを加え、「第五条から第七条まで」を「第三条第三項に」、「当該地方特例交付金」を「同法第五条から第七条までの規定により都に対して交付すべき第一種交付金」に、「たばこ税調整額の百分の七十五」を「たばこ税調整額の百分の七十五の額」に改め、同条第三項中「第五条から第七条まで」を「第三条第三項」に改める。

第十五条中「百分の八十を」を「百分の七十五」に改める。

第十八条第二号中「第五条から第八条まで」を「第八条」に改める。

附則に次の一条を加える。

(東京都三宅村に係る第二種交付金の額の算定方法の特例)

第七条 東京都三宅村に対して交付すべき平成十五年度から平成十八年度までの各年度分の第二種交付金の額を算定する場合において

は、第七条の三第三項の人口及び同条第五項の人口の補正について、総務省令で特例を設けることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、附則第五条第六項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十五年度分の地方交付税から適用する。この場合において、同法附則第八条の規定は、同年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額について適用し、平成十二年度分、平成十三年度分及び平成十四年度分に係る第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なお従前の例による。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十五年度分の予算から適用する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成十五年度分の地方特例交付金及び同年度分の地方交付税から適用する。

2 平成十五年度に限り、地方公共団体に對し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第九条第一項の規定にかかわらず、都道府県にあっては当該都道府県に對する平成十四年度分の交付金(第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条に規定する交付金をいう。以下この項において同じ。)の額に平成十五年度分の第一種交付金(第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(以下この項において「新法」という。)第三条第二項

に規定する第一種交付金をいう。以下この項において同じ。の総額の平成十四年度分の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び平成十五年度分の都道府県第二種交付金総額(新法第七条の三第一項に規定する都道府県第二種交付金総額をいう。以下この項において同じ。を総務省令で定めるところにより官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県の人口であん分した額のうち当該都道府県に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村(特別区を含む。以下同じ。)にあっては当該市町村に対する平成十四年度分の交付金の額に平成十五年度分の第一種交付金の総額の平成十四年度分の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び平成十五年度分の第二種交付金(新法第三条第二項に規定する第二種交付金をいう。の総額から都道府県第二種交付金総額を控除して得た額を総務省令で定めるところにより官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口であん分した額のうち当該市町村に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

(平成十五年度における基準財政収入額の算定方法の特例)
第五条 平成十五年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額(都にあっては当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額(以下この項において「平成十五年度減税減収調整額」という。を控除した額)の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額(特別区にあっては当該額に平成十五年度減税減収調整額を加

算した額)の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イから二までに掲げる額の合算額(都にあっては、当該合算額に特別区に係る第二号イからハまでに掲げる額の合算額を加算した額)からホ及びヘに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額
ロ 所得税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十五年度の減収見込額
ハ 地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号。以下この項において「地方税法等改正法」という。)の施行による不動産取得税の平成十五年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十五年度の減収見込額(地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の減少見込額を除く。)

ホ 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十五年度の増収見込額
ヘ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十五年度の増収見込額(地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この

条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)

二 イから二までに掲げる額の合算額(特別区にあっては二に掲げる額からホ及びヘに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))

イ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額
ロ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十五年度の減収見込額
ハ 地方税法等改正法の施行による事業所税

の平成十五年度の減収見込額
二 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十五年度の減収見込額
ホ 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十五年度の増収見込額
ヘ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十五年度の増収見込額
2 前項第一号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税の法人税割	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額
二 法人の行う事業に対する事業税	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
三 不動産取得税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
四 道府県たばこ税	当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員
五 ゴルフ場利用税	前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車の取得件数
六 自動車取得税	

3 第一項第二号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 市町村民税の法人税割	当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額
二 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
三 特別土地保有税	前三年度における特別土地保有税の課税標準額
四 事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
五 ゴルフ場利用税交付金	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員
六 自動車取得税交付金	前年度の自動車取得税交付金の交付額

4 平成十五年度に新たに指定された地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額を算定する場合において、前項に規定する減収見込額の算定の基礎に
よることができず又は適当でないと認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。

5 平成十五年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「たばこ税調整額」というのの百分の七十五に相当する額」とあるのは「たばこ税調整額」というのの百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号。以下この項において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。）附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率（以下この項において「平成十五年度減税都区調整率」という。）を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「自動車取得税交付金」というのの交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「自動車取得税交

付金」というのの交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号へに掲げる額に平成十五年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税自動車取得税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十五年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十五年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

6 平成十五年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によって読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額及び都に係る同号へに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

投票者氏名

日程第一 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
賛成者氏名 二〇九名

阿南 一成君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	魚住 汎英君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大仁田 厚君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
加治屋義人君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
片山虎之助君	亀井 郁夫君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	久世 公堯君
杏掛 哲男君	国井 正幸君
小泉 顕雄君	小斉平敏文君
小林 温君	鴻池 祥肇君
近藤 剛君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君

桜井 新君	山東 昭子君
清水嘉与子君	清水 達雄君
椎名 一保君	陣内 孝雄君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関谷 勝嗣君	田浦 直君
田中 直紀君	田村 公平君
田村耕太郎君	伊達 忠一君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	段本 幸男君
月原 茂皓君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 真人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	西銘順志郎君
野上浩太郎君	野沢 太三君
野間 起君	南野知恵子君
林 芳正君	日出 英輔君
福島啓史郎君	藤井 基之君
真鍋 賢二君	舛添 要一君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
松村 龍二君	松山 政司君
三浦 一水君	溝手 顕正君
宮崎 秀樹君	森下 博之君
森田 次夫君	森元 恒雄君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山下 善彦君	山本 一太君

吉田 博美君	吉村剛太郎君	山本 孝史君	和田ひろ子君	反對者氏名	一九名	景山俊太郎君	柏村 武昭君
若林 正俊君	脇 雅史君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	井上 哲士君	井上 美代君	龜井 郁夫君	河本 英典君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	池田 幹幸君	市田 忠義君	木村 仁君	岸 宏一君
伊藤 基隆君	池口 修次君	風間 昶君	草川 昭三君	岩佐 惠美君	緒方 靖夫君	久世 公堯君	查掛 哲男君
今泉 昭君	岩本 司君	木庭健太郎君	沢 たまき君	大沢 辰美君	紙 智子君	国井 正幸君	小泉 顯雄君
海野 徹君	江田 五月君	白浜 一良君	高野 博師君	小池 晃君	小泉 親司君	小齊平敏文君	小林 温君
小川 勝也君	小川 敏夫君	統 訓弘君	鶴岡 洋君	大門美紀史君	富樫 練三君	鴻池 祥肇君	近藤 剛君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	遠山 清彦君	浜田卓二郎君	西山登紀子君	畑野 君枝君	佐々木知子君	佐藤 昭郎君
勝木 健司君	神本美恵子君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	八田ひろ子君	林 紀子君	佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
川橋 幸子君	木俣 佳文君	弘友 和夫君	福本 潤一君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君	齋藤 十朗君	桜井 新君
北澤 俊美君	郡司 彰君	松 あきら君	森本 晃司君	吉川 春子君		山東 昭子君	清水嘉与子君
小林 元君	奥石 東君	山口那津男君	山下 栄一君			清水 達雄君	椎名 一保君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	山本 香苗君	山本 保君			陣内 孝雄君	鈴木 政二君
佐藤 雄平君	櫻井 充君	渡辺 孝男君	岩本 莊太君			世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	大江 康弘君	島袋 宗康君			田浦 直君	田中 直紀君
高嶋 良充君	谷 博之君	田名部匡省君	田村 秀昭君	賛成者氏名	一三三名	田村 公平君	田村耕太郎君
谷林 正昭君	千葉 景子君	高橋紀世子君	西岡 武夫君	阿南 一成君	阿部 正俊君	伊達 忠一君	竹山 裕君
シラキマテイ君	辻 泰弘君	平野 達男君	広野ただし君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	武見 敬三君	谷川 秀善君
角田 義一君	内藤 正光君	松岡満壽男君	森 ゆうこ君	荒井 正吾君	有馬 朗人君	段本 幸男君	月原 茂昭君
直嶋 正行君	信田 邦雄君	山本 正和君	渡辺 秀央君	有村 治子君	泉 信也君	常田 享詳君	鶴保 庸介君
羽田雄一郎君	長谷川 清君	大脇 雅子君	大田 昌秀君	市川 一朗君	入澤 肇君	中川 義雄君	中島 啓雄君
平田 健二君	広中和歌子君	福島 瑞穂君	又市 征治君	岩井 國臣君	岩城 光英君	中島 眞人君	中曾根弘文君
福山 哲郎君	藤井 俊男君	大洲 絹子君	黒岩 宇洋君	上野 公成君	魚住 汎英君	中原 爽君	仲道 俊哉君
藤原 正司君	堀 利和君	椎名 素夫君	田嶋 陽子君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	野上浩太郎君	野沢 太三君
本田 良一君	松井 孝治君	中村 敦夫君	西川きよし君	大仁田 厚君	大野つや子君	野間 起君	南野知恵子君
円 より子君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君		太田 豊秋君	扇 千景君	林 芳正君	日出 英輔君
築瀬 進君	柳田 稔君			加治屋義人君	加藤 紀文君	福島啓史郎君	藤井 基之君
山下八洲夫君	山根 隆治君			加納 時男君	狩野 安君	真鍋 賢二君	舛添 要一君

反対者氏名 浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君 九五名	松谷蒼一郎君 松村 龍二君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 森田 次夫君 森山 裕君 山内 俊夫君 山崎 正昭君 山下 善彦君 吉田 博美君 若林 正俊君 池口 修次君 魚住裕一郎君 風間 昶君 木庭健太郎君 白浜 一良君 続 訓弘君 遠山 清彦君 浜四津敏子君 弘友 和夫君 松 あきら君 山口那津男君 山本 香苗君 渡辺 孝男君 松岡満壽男君 西川きよし君	松田 岩夫君 松山 政司君 溝手 顕正君 森下 博之君 森元 恒雄君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山下 英利君 山本 一太君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 荒木 清寛君 加藤 修一君 草川 昭三君 沢 たまき君 高野 博師君 鶴岡 洋君 浜田卓二郎君 日笠 勝之君 福本 潤一君 森本 晃司君 山下 栄一君 山本 保君 岩本 莊太君 山本 正和君	伊藤 基隆君 岩本 司君 江田 五月君 小川 勝也君 大塚 耕平君 勝木 健司君 川橋 幸子君 北澤 俊美君 小林 元君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君 榊葉賀津也君 高嶋 良充君 谷林 正昭君 谷 正昭君 角田 義一君 直嶋 正行君 羽田雄一郎君 平田 健二君 福山 哲郎君 藤原 正司君 本田 良一君 円 より子君 築瀬 進君 山下八洲夫君 山本 孝史君 若林 秀樹君 井上 美代君 市田 忠義君	今泉 昭君 海野 徹君 江本 孟紀君 小川 敏夫君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 木俣 佳文君 郡司 彰君 興石 東君 佐藤 道夫君 櫻井 充君 鈴木 寛君 谷 博之君 千葉 景子君 辻 泰弘君 内藤 正光君 信田 邦雄君 長谷川 清君 広中和歌子君 藤井 俊男君 堀 利和君 松井 孝治君 峰崎 直樹君 柳田 稔君 山根 隆治君 和田ひろ子君 井上 哲士君 池田 幹幸君 岩佐 恵美君	緒方 靖夫君 紙 智子君 小泉 親司君 富樫 練三君 畑野 君枝君 林 紀子君 吉岡 吉典君 大江 康弘君 田名部匡省君 高橋紀世子君 平野 貞夫君 広野ただし君 渡辺 秀央君 大田 昌秀君 又市 征治君 黒岩 宇洋君 田嶋 陽子君 本岡 昭次君	大沢 辰美君 小池 晃君 大門実紀史君 西山登紀子君 八田ひろ子君 宮本 岳志君 吉川 春子君 島袋 宗康君 田村 秀昭君 西岡 武夫君 平野 達男君 森 ゆうこ君 大脇 雅子君 福島 瑞穂君 大淵 絹子君 椎名 素夫君 中村 敦夫君	労働現場(製造業)における熱中症対策の改善 善に関する質問主意書 近年、夏期に猛暑が続く際、屋外作業はもとより屋内生産現場においても、高温作業環境下における熱中症の発生が増加傾向にある。そのことは、一九九六年五月二日付けの労働省の「熱中症の予防について」の通達で「平成六年及び平成七年の夏期における記録的な猛暑により、特に建設業などの屋外作業を中心に七月から八月にかけて熱中症による死亡災害が多発し、熱中症の予防対策の充実が求められている状況にある」(基発第三二九号)と指摘されていることや、あるいは「快適職場づくりガイドブック」(労働省環境改善室監修)で、夏期の快適温度条件として座業(非常に軽い)であれば二四・二七℃、軽作業であれば二〇・二五℃という目安を出していることからもうかがえる。また、厚生労働省監修による「産業医の職務Q&A」には、室温の許容基準が日本産業衛生学会の提案に基づいて取り入れられており、容温度条件(WBGT・湿球黒球温度指数)として極軽作業であれば三二・五℃、軽作業であれば三〇・五℃、中等重作業であれば二七・五〜二九・〇℃、重作業であれば二六・五℃となっている。二〇〇〇年五月に確定した広島市の「オタフクソース裁判」の広島地裁判決では、夏の工場内温度が四〇℃に上る劣悪な作業環境をとらえて、労働者が体力を著しく消耗して死に至った(自殺)要因として、次のように認定している。「…平成
	参議院議長 倉田 寛之殿 八田ひろ子						

七年八月の盆休み(八月四日から同月一日ころ)には特注ソース等の製造量が増加し、おりからの酷暑に加えて作業が過密かつ長時間に及んだため、八月七日には同僚の伊藤が、翌八日には太郎がいずれも脱水症状で体調を崩して病院を受診していること、太郎は翌九月二三日にも同様の理由で体調を崩し、再度病院を受診していること、太郎が作業していた職場は夏場には四〇度を超えるほどの高温となり、体力を消耗しやすい作業環境にあったこと、平成七年の夏は猛暑が続き、作業環境は一層悪化していたことがいづれも認められ、これらのことからすれば、平成七年九月ころにおいては、太郎は日々の作業により慢性的な疲労状態にあったと推認することができる。

最近、熱中症対策のための作業環境の測定については、測定技術が向上し、従来の乾湿計による計測から国際基準(ISO七二四三)に採用されているWBGT(暑熱環境を温度、湿度、輻射熱で決める)方式へ切替えが広がっており、日本工業規格(JIS Z八五四〇—一九九九)にも取り入れられている。既に、厚生労働省の外郭団体「産業保健推進センター」はWBGT測定器を備えて現物で指導を行っている。

しかし、このように世界的な標準化が進んでいるにもかかわらず、日本では法律による明示的な作業環境標準を決めていないため、労働者の健康を害する高温下での長時間労働が放置される状況がある。

労働安全衛生法では、第七十一条の二(事業者の講ずる措置)「事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
二 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置
三 作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備
四 前三号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置」第七十一条の三(快適な職場環境の形成のための指針の公表等)「厚生労働大臣は、前条の事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。二 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に對し、必要な指導等を行うことができる。」等の定めがあるものの、労働安全衛生規則の中で具体的な温度規制が行われているのは、坑内労働の三七℃だけで、製造現場における具体的な温度規制の限度数値は一切存在しない。

厚生労働省は熱中症問題に関するリーフレットなどを毎年のように事業所に配布するなど、意識改革は行っているものの、罰則規定を伴う法律で限度数値が定められていないため、実効ある熱中症対策が進んでいない状況である。

一例を挙げると、住友軽金属(株)のアルミ板材

の主力生産工場である名古屋製造所では、夏場はほとんどの製造現場が四〇℃を超え、四六℃(二〇〇二年)に達する現場もある。その結果、分かつているだけで同年夏に「五名の熱中症患者に点滴治療した(産業医)」という状況がある。この事態に對して、労働者が同工場の作業環境の改善指導を要請したが、所轄の労働基準監督署は「指導の基準がない」と放置し、労働者が測定記録の提示を求めたのに對しても、開示しないという態度をとっている。

言うまでもなく、事業者は、労働者の不注意による事故発生も考慮して、労働者の健康を守る信義則(民法第一条)上の社会的義務を有している。同時に、労災死傷事故を予防するための万全の措置を講ずべき安全保護義務を果たさなければならぬ。

政府は、日本国憲法第二十七条に基づく勤労の権利を保障する立場から、労働者が高温作業環境下で長時間労働を繰り返す中で、徐々に健康を損なっている現実を直視して、早急に有効な、規制力のある法令の整備を行うべきである。

よって、以下のとおり質問する。

一、政府は、熱中症に関する作業環境についての全国的な調査を実施するとともに、求めに応じて測定記録等の開示を行うべきであるが、その用意はあるか。

二、労働安全衛生規則の高温下の作業基準値に、国際基準(ISO)及び日本工業規格(JIS)並

びに中央労働災害防止協会等の基準を取り入れるなど関係法令の整備を行う必要があると考えるかどうか。

三、効率的で経済的な環境設備対策について研究開発を推進すべきであるが、政府の方針はどうか。

四、事例として挙げた、住友軽金属名古屋製造所の実態調査を行い、現行法の下で可能な改善措置を直ちに採らせるべきであるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十五年三月二十五日
内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 倉田 寛之殿
参議院議員八田ひろ子君提出労働現場(製造業)における熱中症対策の改善に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員八田ひろ子君提出労働現場(製造業)における熱中症対策の改善に関する質問に對する答弁書

一について
労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第六百七条に基づき、事業者は、暑熱の屋内作業場について、半月以内ごとに一回、定期に、当該屋内作業場における気温、湿度及びふく射熱を測定するとともに、測定結果

等を記録して、三年間保存しなければならないこととされているところであり、これらについて改めて調査を行い、開示することは考えていない。

なお、熱中症による労働災害(労働者の休業の日数が四日未満のものを除く。)が発生した場合には、事業者は、同規則第九十七条第一項の規定により労働基準監督署長に報告すべきこととされており、厚生労働省においては、報告された災害について調査等を実施するとともに、全国における熱中症による死亡災害発生状況を毎年取りまとめ、これの周知に努めているところである。

二について

熱中症の発生については、休憩時間の取得の状況、塩及び飲料水の補給の状況、通風の状況等といった温湿度以外の要因も大きいと考えている。したがって、熱中症となるおそれのある温湿度の設定については、これらの要因を勘案するとともに、温湿度に対する順化の程度や作業に伴う身体内における発熱量等といった個人差があるものについて勘案する必要があることから、適切に設定することは困難であると考えていること及び熱中症の予防対策としては、熱中症の発生要因全般について適切な措置を講ずるとともに、作業中の労働者の健康状態の確認等を適切に行うことが効果的であると考えていることから、熱中症の予防対策として法令にお

いて温湿度の基準値を定めることは考えていない。

なお、このような考えに基づき、労働安全衛生規則において、暑熱の屋内作業場で有害のおそれがあるものについては冷房等適当な温湿度調節の措置を講ずるとともに、著しく暑熱の作業場においては作業場外に休憩の設備を設けること、多量の発汗を伴う作業場においては塩及び飲料水を備えること等を事業者が義務付け、また、「熱中症の予防について」(平成八年五月二十一日付け基発第三百二十九号労働省労働基準局長通達。以下「通達」という。)において、シャワー等の設備等を設けること、作業休止時間や休憩時間を適切に確保すること、熱中症の予防方法等に関する労働衛生教育を実施すること、作業開始前及び作業中に労働者の健康状態を確認すること等の対策を講ずべきことを示しているところであり、都道府県労働局及び労働基準監督署においては、これらにのっとった適切な措置が講じられるよう事業者等に指導しているところである。

三について

二について述べたとおり、労働安全衛生規則において、事業者に対し冷房等適当な温湿度調節の措置を講ずること等を義務付けるとともに、通達において、熱中症の予防のために事業者が講ずべき対策を示しているところであり、これらの措置の具体的な実施方法については、

事業者が作業場の状況を勘案して検討すべきものであると考える。

なお、厚生労働省においては、労働者の安全と健康を確保する観点から、職業性疾病等の予防等に関する研究を促進しているところであり、今後とも、必要に応じて、これらの分野に関する調査研究の促進を図ることとしている。

四について

都道府県労働局及び労働基準監督署においては、熱中症を含む労働災害を防止するため、労働安全衛生関係法令等に基づき、必要に応じて事業者等に対し指導を行っているところであるが、お尋ねの内容については、私企業の正当な利益を害するおそれがあるため、答弁を差し控えた。

ILO勧告と公務員法改正作業の出直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年二月二十八日

又市 征治

参議院議長 倉田 寛之殿

ILO勧告と公務員法改正作業の出直しに関する質問主意書

昨年十一月二日、ILO(国際労働機関)は、

日本の連合及び連合官公部門連絡会(以下「労働側」という。)が結社の自由委員会に対して日本政府を相手として提訴していた案件に対する「第三九次報告」を正式に採択した。この結果、政府が一昨年来「公務員制度改革大綱」(以下「大綱」という。)に基づいて一方的に進めてきた公務員法制の改訂作業は、抜本的な出直しが迫られている。

なぜなら「大綱」は、能力等級制度の導入など人事・給与・評価制度の改革という名目で公務員労働者の基本的権利に係る制度を改変しようとしてきたからである。しかも労働基本権制約の代償機能としての人事院の権能を大幅縮減し、各省庁大臣の権限強化の名目の下、各省庁幹部の人事管理権を拡大しようというのである。これらは、労使が対等な立場で勤務条件決定の交渉を行うという国際労働基準に反し、また日本政府の「労働団体との十分かつ誠実な交渉・協議を通じて(法改正案を)取りまとめる」とのILOへの弁明と両立しない。

さらに「大綱」は、「国家戦略スタッフ」の配置に見るように、特権的キャリア制度を温存強化する一方で、営利企業への官僚の天下り(再就職を当該大臣限りの承認制という形で骨抜きにし、特殊法人や独立行政法人の天下りについてもこれまでどおり各省にゆだねており、国民世論の批判が集中している「官僚天国」の是正の声に背を向け続けるようとしている。

今日求められる公務員制度改革は、公務員が

時の政権ではなく「全体の奉仕者」としての使命感を持って、国民に公平・公正な公務サービスを提供できる体制の確立である。そのためにも公務員労働組合に正当な権利を保障し、これと協議することが不可欠であることは言うまでもない。

ILOの「第三九次報告」は、「A 提訴組合の申し立て、B 日本政府の回答、C 結論、D 勧告」で構成されているが、その「結論」及び「勧告」の中で、日本の公務員法制の改正について、次のように指摘している(以下「要約」という。)

1 「政府が繰り返し…各国状況に配慮すべきであると述べているように、委員会は、提訴の審議に当たってはそれら要素を考慮してはきたが、結社の自由の原則はすべての国に一律かつ一貫して適用されるべきものであると指摘する。ある国がILOのメンバーになると決断した時点で、その国は…結社の自由を含む各基本的原則を受け入れており、…ILO条約の批准によって課せられた責任を全面的に尊重する義務を負う。」(結論第六三〇節)

2 「提示された証拠および論点に基づき、委員会は、数多くの会議が持たれたにも係わらず、国および地方公務員を代表する団体の見解は聞き置かれはしたが、それらに基づく行動は執られなかったと結論せざるを得ない。…この状況において、法案が二〇〇三年

末に国会に提出される予定であることに鑑み、委員会は政府に対し、関係するすべての団体と広範な協議を速やかに開始し、法案要綱と慣行を結社の自由の原則に合致したものとするように勧告する。」(結論第六五一節)

3 「日本政府は公務員の労働基本権の現行の制約を維持するという、その公表した意図を見直すべきである。」(勧告第六五二節a)

4 「委員会は、…法制度を改革して結社の自由の原則に則ったものにするという目的で、公務員制度改革の意義と内容について、関係する全ての団体と全面的で率直かつ有意義な協議がただちに実施されるよう強く勧告する。これらの協議は、…日本の法制度および慣行が八七号および九八号条約の規定に違反しているということに関して、次にのべる事項を取り扱わねばならない。」①消防職員と監獄職員への団結権付与、②事前承認に等しい組合登録制度の修正、③専従役員の任期制限の解除、④国家の運営に直接関与しない公務員への団体交渉権とスト権の付与、⑤団体交渉権なりスト権を制限される労働者に、その代償の手続きと機関の設立、⑥スト権行使した公務員に対する民法上・刑法上の免責措置」(勧告第六五二節b)

そして「勧告」は末尾で、「政府はこの件についてILOに技術協力を求めることができる」(「勧告」第六五二節h)と述べているが、これは日本政府

府にはILOの諸条約に沿って労働基本権付与を法制化する能力又は意志が欠けていると解されたことを意味しており、「先進国」の一員としては異例の、極めて不名誉な勧告と言わねばならない。憲法前文で「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」とうたっている我が国民として、一日も早く国際水準の労働基本権の立法化が望まれるところである。

よって以下のとおり質問する。

一 総理大臣らの「ILOは誤解している」との発言について

政府はこの勧告に対して「我が国の公務員制度について、ILO条約違反である旨言及された点については、我が国の実情を十分理解した判断とは言えず、…承服しがたい。」とし、総理大臣及び総務大臣の答弁において繰り返し「ILOに誤解がある旨述べている。

1 労働基本権について

政府の言う「誤解」又は「理解していない」部分とは具体的に何を指すのか。もしそれが「日本における基本権制約はILOも容認してきた」との含意であれば、それはむしろ日本政府の側の誤解であることが明らかにされた要約1及び2)と思うが、どうか。

2 個別具体的事項について

総務大臣答弁では、①消防・監獄職員の団結権、②登録制度、③代償措置、④制約する公務員の範囲を挙げているが、それらについて

てILOがどう「誤解」していると考えているのか、明らかにされたい。

二 公務員法改正作業の重点について

1 労働基本権について

労働基本権について、ILOは今回改めて「一様かつ一貫した適用を日本に求めている(要約1)。とりわけ「日本政府はその公表した意図を見直せ(要約3)」と述べているように、この勧告は「誤解」ではなく、まさに日本政府が今次改定においても労働基本権制約を改めないという意図と動向を正確に把握した上での批判・要求である。

したがって、政府が進めてきた「大綱」路線での法改正作業は、抜本的な出直しをせざるを得ない。今後の作業再開に際しては、労働基本権付与について優先的に解決すべきであると考えるが、どうか。

2 協議の項目と方法について

したがって当面の課題は、要約4の、協議のための機関の設置等である。この協議機関では、例えばこれにかかわる各項目(要約4①⑥)ごとに、専門部会を設置するなどして、公務員法改正の最重点事項として「直ちに」取り組むべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 労働組合側との協議の進め方について

労働組合側との協議については総理大臣答弁を含めて「緊密な協議をしたい」とその必要性を認めているところであるが、今回の公務員制度

改革に関しては、会見等の場において組合が要請等を行ったのに対し、まともに回答せずに見て進められており、誠意ある緊密な協議は全く進められていないと聞いている。

組合との交渉経過について、いつ、組合からどのような要求があり、それに対してどのように対応したのか、逐一示されたい。

また、組合との協議が国民の目を離れて密室の協議に陥り、その結果、将来に「禍根」や「誤解」を生むものであってはならないと考える。今後の協議は公開の原則で行うべきと考えるが、どうか。

四 天下り規制に係る「大綱」案の見直しについて

1 天下りの「大臣承認制」案について

天下り問題は、行政改革において、具体的には今次法改正作業において何よりも優先して取り組むべき国民的課題である。

これに逆行して「大綱」が導入しようとしている各省大臣による承認制案は、いわゆる「お手盛り」になるとして、さきの臨時国会においても各党議員から強い反対意見が表明されており、作業の出直しは必至と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

なお、内閣が一括管理するという代案が検討されているようだが、行政府の内部での承認であり「各省大臣承認制」案と同様、「お手盛り」に陥るおそれがある。現行の人事院による第三者機関的権能をどのようにして担保

するのかわかりにされたい。

2 特殊法人・公益法人等への拡大について

天下り規制は法制上、営利企業への再就職だけで、政府関係法人への就職が人事院の承認対象に含まれていない。このためこれら公的法人での多額・多数回の退職金、役員として無責任な法人運営、権益維持のための指定法人制や行政委託などが、国民大多数の批判的になっている。政府の改革案はこれら政府関係法人への天下りそのものには全く規制を広げようとしていない。

私が前から主張しているように特殊法人・公益法人等への再就職全般についても、承認案件に含めるべきではないか。

3 総数規制について

退職年齢の引上げに伴い、承認対象者の数は中長期的に増大すると思われるが、どのように見込んでいるか。現行制度、移行期、移行終了後と比較して示されたい。

また国民世論を考えれば、天下りを総数としてもコントロールすべきではないか。

4 再就職後の行為規制について

政府は右記「大臣承認制」案を擁護する文脈で、再就職した元官僚による出身官庁への交渉などの行為規制を厳しくする旨の発言をしている。「天下りを受ける企業の側等々が：ベネフィットを受けると：言われておりますので、そういう、：後輩にちょっと融通しろ

というようなことがわかった場合には、行為規制を設けて刑事罰を科す。」（昨年一〇月三〇日衆議院内閣委員会における北川れん子委員に対する石原行政改革担当大臣答弁）。

このような答弁は国会の場で繰り返し行われているが、可罰行為と量刑の具体的内容が全く明らかにされていない。今国会にも法案を提出する準備をしているのであれば、刑事罰の内容を具体的に示されたい。

平成十五年三月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員又市征治君提出ILO勧告と公務員法改正作業の出直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員又市征治君提出ILO勧告と公務員法改正作業の出直しに関する質問に対する答弁書

一について

我が国は国際労働機関（以下「ILO」という。）の加盟国として、国際労働機関憲章及びその附属書である国際労働機関の目的に関する宣言（フィラデルフィア宣言）にのっとり、我が国が批准したILO諸条約を遵守するとともに、ILOの根本原則を尊重してきたところであ

る。特に、公務員に関する労働基本権を始めとする各般の問題について、政府はILOと長年にわたり対話を重ねてきたところであり、その取組については、ILOから一定の評価もされてきたものと認識している。

そのような中で、昨年十一月、ILO結社の自由委員会第三百二十九次報告における勧告の中で、御指摘の消防職員・監獄職員の団結権、職員団体の登録制度、労働基本権を制約する公務員の範囲、労働基本権制約の代償措置等については、「結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）」（昭和四十年条約第七号）及び「団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）」（昭和二十九年条約第二十号）に反している点があるとの指摘を受けたところであるが、これらの事項については、これまでILOも一定の理解を示し、そのような指摘を受けてこなかったところであり、その後これらの事項に係る我が国の法制度や運用状況に基本的な変更がないにもかかわらず、従来からのILOの見解に変更がなされたかのごとき今回の勧告は、これまでのILOの判断との一貫性を欠くように見受けられる。よって、政府としては、今回の勧告は、同委員会において我が国の法制度やその運用状況を十分理解した上で行われたものではないのではないかと考えているところである。

二の1について

今般の公務員制度改革では、公務の安定的・継続的な運営の確保の観点、国民生活へ与える影響の観点などを総合的に勘案し、公務員の労働基本権の制約については、今後これに代わる相応の措置を確保しつつ、現行の制約を維持することとしている。なお、ILO結社の自由委員会の勧告については、一について述べたとおり、同委員会において我が国の法制度やその運用状況を十分理解した上で行われたものではないのではないかと考えており、政府としては、これらについて同委員会の理解が得られるよう、今後、十分な情報提供等に努力してまいりたい。

二の2について

公務員制度改革については、現在、「公務員制度改革大綱」(平成十三年十二月二十五日閣議決定)に基づき、国家公務員法等の改正に向けた検討を進めており、職員団体等に対し、能力等級制度等の法制化の論点について協議を申し入れるなど誠意ある対応を行っているところである。

今後の検討を進めるに当たっては、職員団体等と率直かつ有意義な協議を行うことが重要であると認識しており、その具体的な進め方については職員団体等とも十分相談してまいる所存である。

三について

平成十三年一月六日に内閣官房行政改革推進事務局が設置されて以降、「公務員制度改革大綱」を取りまとめるための検討及び同大綱閣議決定後の法制化等に向けた検討に当たっては、その時々における検討案を職員団体等に提示し、それに基づき協議を行ってきたところである。このような協議は、大臣を始めとして実務者に至るまで様々なレベルで多数回にわたって行ってきたところであり、その経過を逐一お示しすることは困難であるが、いずれにしても職員団体等とは誠実な協議を行ってきたものと考えており、「誠意ある緊密な協議は全く進められていない」との御指摘は当たらない。

また、今後の協議については、これを公開とした場合、双方にとって率直な意見の交換が困難となる可能性があること等から、公開とすることは考えていない。

四の1について

「公務員制度改革大綱」では、職員の営利企業への再就職(以下単に「営利企業への再就職」という)について、各府省の権限・予算等を背景とした押し付け的なものではないかとの批判にこたえ、①内閣が、厳格かつ明確な承認基準を法律の委任に基づき政令で定め、承認制度の運用について必要な総合調整を行い、②各府省の大臣等が、承認基準にのっとって承認を行い、承認案件を公表し、③人事院が、承認基準

についての意見の申出及び承認事務の実施状況についての改善勧告を行う、④さらに、新たに再就職後の行為規制を設け、違反行為に対しては罰則等を含め制裁措置の導入を図るなど、人事院の関与を含め二重三重の仕組みを採ることとしており、「お手盛り」との御指摘は当たらない。

四の2について

職員の特殊法人、公益法人等への再就職については、退職金が高すぎるのではないかと、再就職の安易な受皿とされているのではないかと、批判にこたえ、特殊法人等の役員の給与及び退職金を引き下げる、国と特に密接な関係を持つ公益法人の役員の報酬及び退職金を国家公務員の水準と比べ不当に高すぎないようにすること、特殊法人、公益法人等の役員に就いている退職公務員の状況を公表することなど適切に対処しているところであり、職員の特殊法人、公益法人等への再就職について営利企業への再就職と同様の規制を行うことは考えていない。

四の3について

営利企業への再就職に係る承認の対象者数は、各府省それぞれの退職管理、年齢構成等の事情を反映して変化するものであり、中長期的な対象者数を具体的に見込むことは困難である。

また、営利企業への再就職に係る承認は、各府省の権限・予算等を背景とした押し付け的な

ものを認めない等の観点に立ち、真に個人の能力を活用して行われる再就職を阻害することのないよう留意しつつ行われるべきものであることから、毎年の承認の総数を制限するようなことは適当ではないと考えている。

四の4について

営利企業への再就職後の行為規制において、具体的にどのような行為を禁止するか、また、これに違反する行為に対して罰則等を含め具体的にどのような制裁措置を導入するかについては、現在、「公務員制度改革大綱」に基づく法制化作業の中で検討中である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五	東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03	(3587) 4294
定 価	
(本体	本号一部
二一〇円	二一五円